

2015年8月 介護サービスの自己負担が一部変わります

医療介護総合推進法が成立し、2015年8月から介護サービスの自己負担が所得により1割から2割に上がります。制度改革の柱は自己負担割合の引き上げです。介護保険制度ができて以来ずっと一律1割でしたが、15年8月からは年間の年金収入に換算すると、単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の人を2割負担とする内容となっております。

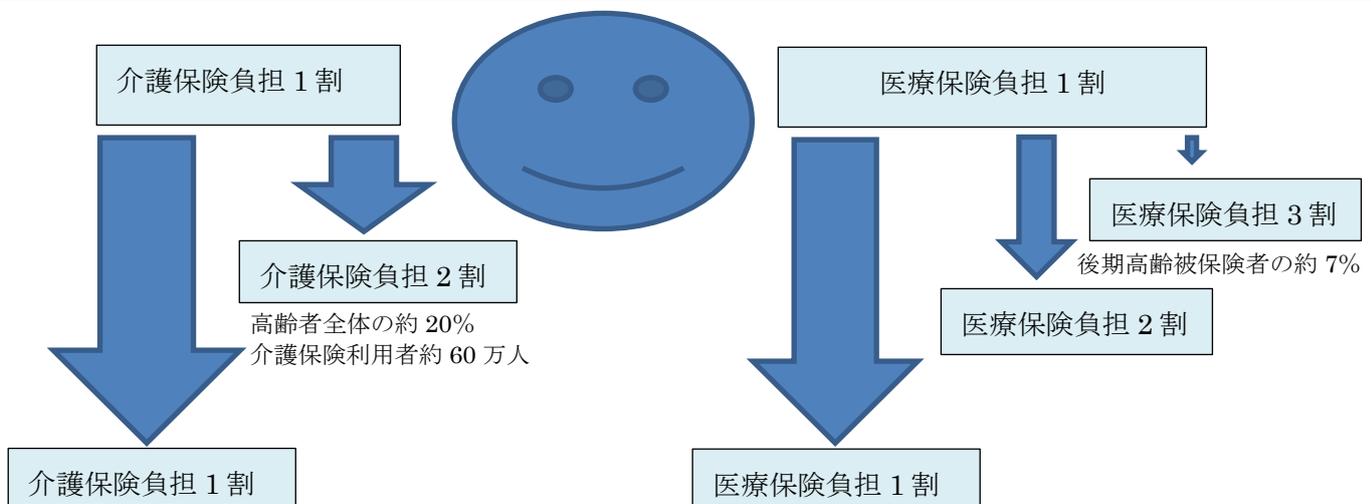
所得による負担の違いは医療保険が先例としてあります。

現在70歳以上の方で「現役並みの所得」である単身者所得が383万円以上の方については、医療保険の負担が3割となっております。それに比べると、今回の線引きの280万円は、負担2割とはいえ、かなり低い「厳しい線引き」といえるのではないのでしょうか。

また医療保険における3割負担に該当する後期高齢者医療の被保険者は約7%といわれ、それに比べると介護保険の2割負担者は高齢者全体の約20%、現介護保険利用者の約60万人が該当するようで、負担増の影響がより大きいものと考えられます。

逆に医療保険では、平成20年4月から、現役並所得者を除く70歳～74歳の自己負担割合が1割から2割となりましたが、実施が凍結されていました。

このため、昭和19年4月1日以前のお生まれの方はこれまで同様自己負担割合は1割に据え置かれております。



在宅マッサージの負担割合は変わりません

在宅マッサージは居宅で行われる医療保険によるマッサージ治療ですので、負担割合の変更はありません。

※医療保険1割負担の方は訪問1回当たり300～500円程度です（往診費込）

在宅マッサージ治療は、介護保険サービスや他の医療サービスとの併用が可能なサービスです。医療保険による治療ですので介護保険負担を増やすことなく活用できます。

リハビリの補完としてもお役立てください！

指圧・マッサージ・鍼・灸・保険適用在宅マッサージ

アミュー在宅マッサージ

東京都障害者医療助成(マル障)取扱治療院 生活保護法指定(医)

昭島ステーション(昭島本店)・福生ステーション・立川ステーション(立川店内)

TEL:042-513-7800(共通) ※最寄りのステーションよりお伺いいたします。

<http://www.amu-life.com/medical/>

昭島・立川・福生・あきる野・日の出・青梅・瑞穂・羽村・武蔵村山・東大和・国立・国分寺・八王子・他

